第８期

宜野湾市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

概要版

チュイシージーの心で支えあう

高齢者が笑顔で住み続けるまち　ぎのわん

令和３年３月

沖縄県 宜野湾市

計画策定の趣旨

「第８期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和３年度～５年度）」は、2025年及び2040年の状況を見据えた上で、計画期間内における市町村介護保険事業計画として、本市における高齢者がいつまでも地域の中で健康に暮らし続けていくことができるための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業を計画的に実施することを目的として、高齢者の保健福祉施策に関する高齢者保健福祉計画と一体的に策定するものです。

項　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
宜野湾市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第８期			第９期		

地域包括ケアシステム

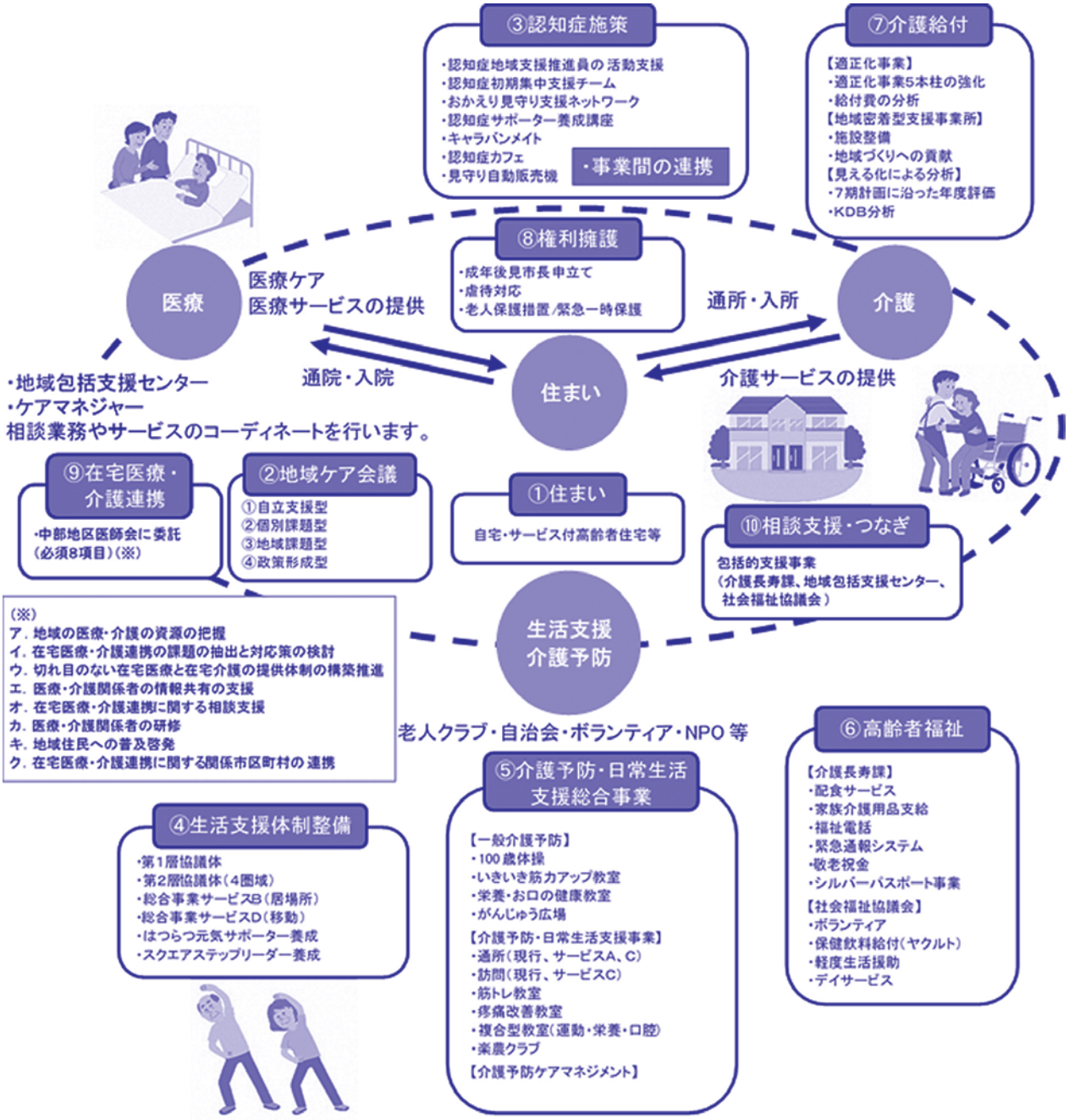

総人口・高齢化率の推移

本市の総人口は今後も増加傾向が続き、第８期計画期間最終年度の令和５年度には102,320人になる見込みです。これに伴い、高齢化率は最終年度の令和５年度には20.5%まで上昇することが予想されます。

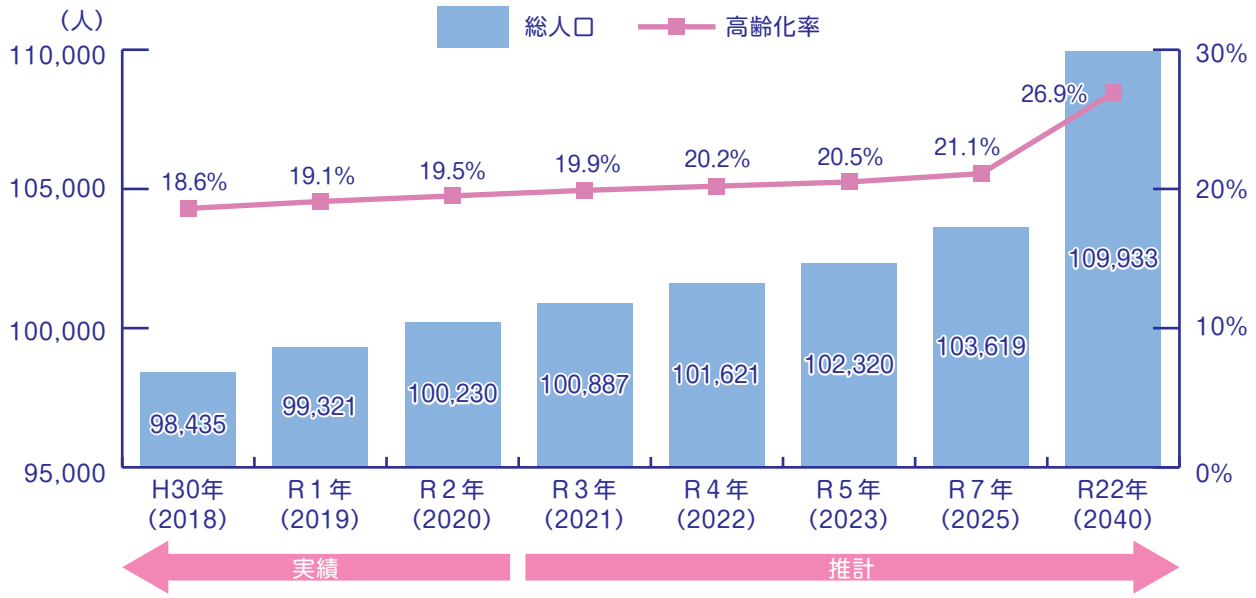

資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法により算出

認定者数・認定率の推移

本市の認定者数（第１号被保険者）は、第８期計画期間最終年度の令和５年度には3,548人と推計され、要介護１の認定者数が最も多く701人、次いで要介護２の640人と推計されます。

また、第８期計画期間中の認定率は16%台で推移することが見込まれます。

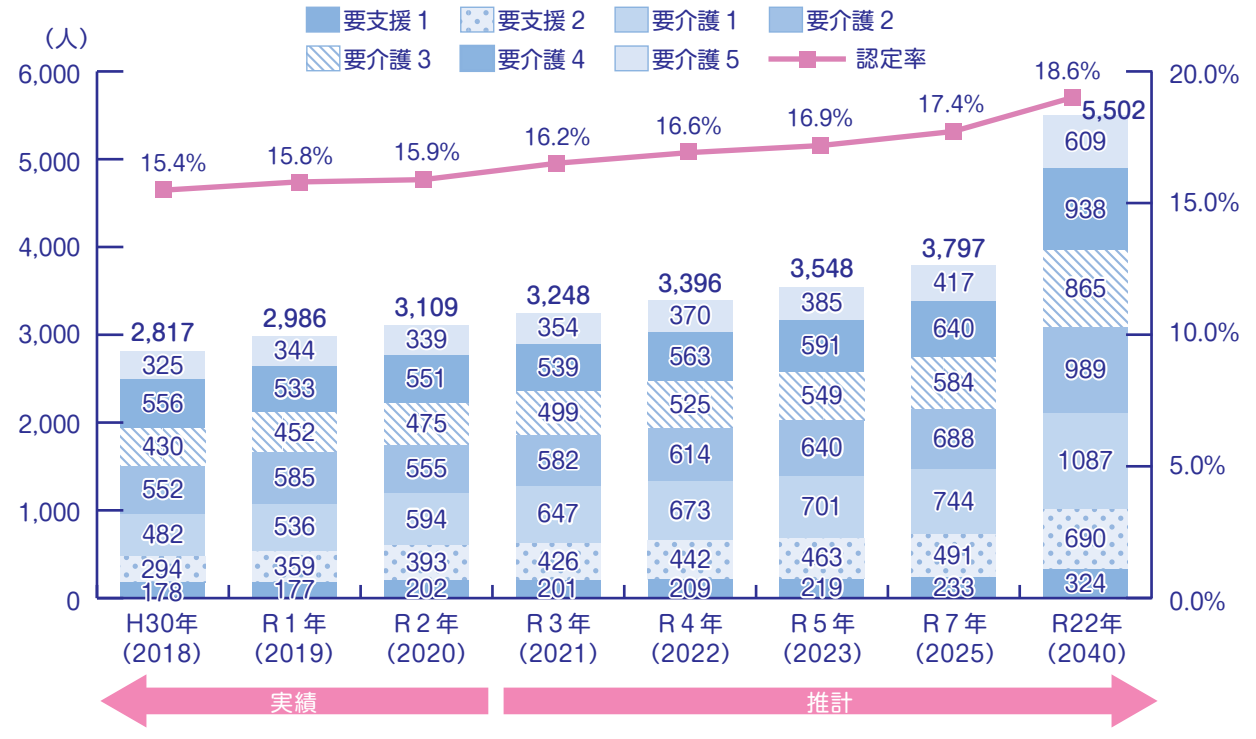

資料：見える化システム（各年９月末）

計画の基本理念・基本目標

第７期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では「チュイシージーの心で支えあう　高齢者が笑顔で住み続けるまち　ぎのわん」を目標像として掲げ、すべての高齢者が尊厳を保ちながら健康づくりや生きがいづくりなど多様な社会参加を果たし、必要とするサービスを受けながら、生涯にわたってできるだけ住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指してきました。

第８期計画においても、引き続き保健、医療、福祉の関係機関・団体の連携により、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、地域全体で高齢者を支え合う共生社会の実現が求められています。よって、今後もすべての高齢者が尊厳を保ちながら、健康づくりや生きがいづくりなど多様な社会参加を果たし、必要とするサービスを受けながら、生涯にわたってできるだけ住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指していくことが重要であることから、第８期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、第７期計画の基本理念を長期的な取り組みのもとに実現することが必要な将来像としてとらえ、「チュイシージーの心で支えあう　高齢者が笑顔で住み続けるまち　ぎのわん」を基本理念として踏襲します。

基本理念

チュイシージーの心で支えあう
高齢者が笑顔で住み続けるまち　ぎのわん

基本目標

- **基本目標１**　高齢者が健康に暮らせるまち
- **基本目標２**　高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らせるまち
- **基本目標３**　高齢者が尊厳をもって暮らせるまち
- **基本目標４**　高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち
- **基本目標５**　高齢者が充実した介護を受けられるまち

計画の基本目標と施策内容

第８期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「チュイシージーの心で支えあう　高齢者が笑顔で住み続けるまち　ぎのわん」に向け、５つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進します。

基本目標1　高齢者が健康に暮らせるまち

（１）健康づくり及び疾病予防
（２）介護予防事業の充実
（３）高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施

基本目標2　高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らせるまち

（１）包括的支援事業
（２）生活支援体制整備
（３）在宅医療・介護連携
（４）地域ケア会議の強化

基本目標3　高齢者が尊厳をもって暮らせるまち

（１）認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
（２）認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供の充実
（３）認知症の人の介護者への支援対策の充実
（４）認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

基本目標4　高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち

（１）生きがいづくりの充実
（２）就労支援の充実
（３）地域づくり・支え合い活動の充実
（４）住宅・住環境の充実
（５）災害時対応等の充実

基本目標5　高齢者が充実した介護を受けられるまち

（１）事業所の指定及び指導監督
（２）介護給付費等適正化推進事業
（３）家族介護支援の充実
（４）介護サービス事業者連絡協議会

日常生活圏域の設定

本市における日常生活圏域は、社会福祉資源等が一定程度分布している特性を生かし、高齢者を支援する関係者の連携体制の充実強化を図る範囲として、４つの圏域（「普天間」地区・「真志喜」地区・「嘉数」地区・「宜野湾」地区）を設定します。

また、住みなれた地域で高齢者が安心して暮らしていけるよう、各圏域の地域包括支援センターを拠点として高齢者の各種支援を行っていくとともに、地域に密着した介護保険サービスとして日常生活圏域ごとに地域密着サービスの提供を図ります。

「真志喜」地区
- 総人口　：28,976人
- 高齢者数：5,315人
- 高齢化率：18.3%

「普天間」地区
- 総人口　：19,007人
- 高齢者数：4,215人
- 高齢化率：22.2%

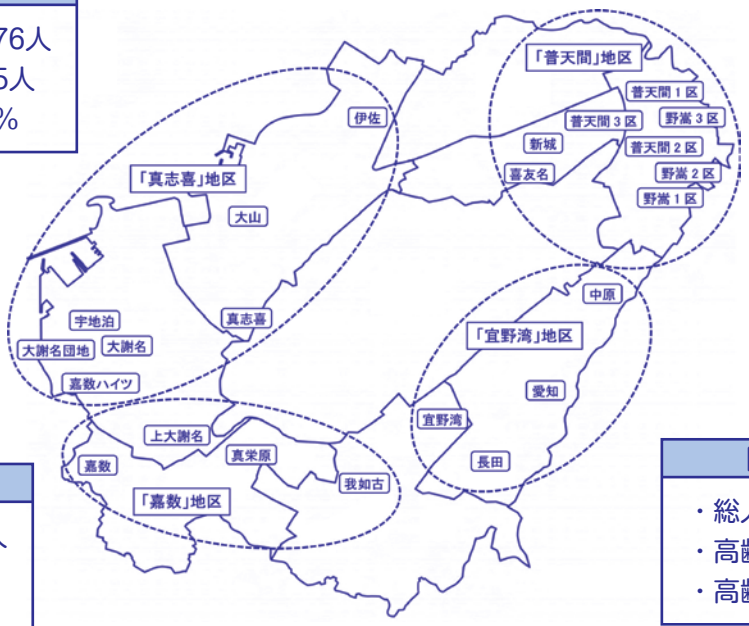

「嘉数」地区
- 総人口　：23,626人
- 高齢者数：4,444人
- 高齢化率：18.8%

「宜野湾」地区
- 総人口　：27,940人
- 高齢者数：5,294人
- 高齢化率：18.9%

資料：宜野湾市住民基本台帳（令和元年３月末時点）

地域密着型サービスの整備の見込み

本市では、第８期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画期間中に、市町村が指定を行う地域密着型サービス基盤整備を以下のように見込んでいます。

サービス		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
種　類	事業所数・定員			
看護小規模多機能型居宅介護	１か所・29名	選定	施設整備	指定
認知症対応型共同生活介護	１か所・18名	選定	施設整備	指定
地域密着型特定施設入居者生活介護	１か所・29名	選定	施設整備	指定

介護給付費等の見込み

老年人口、認定者数の増加に伴い介護保険サービス利用に対する給付費も増加することが見込まれ、第８期最終年度の令和５年度の総給付費は約62億円、地域支援事業費は約３億5,400万円と推計されます。

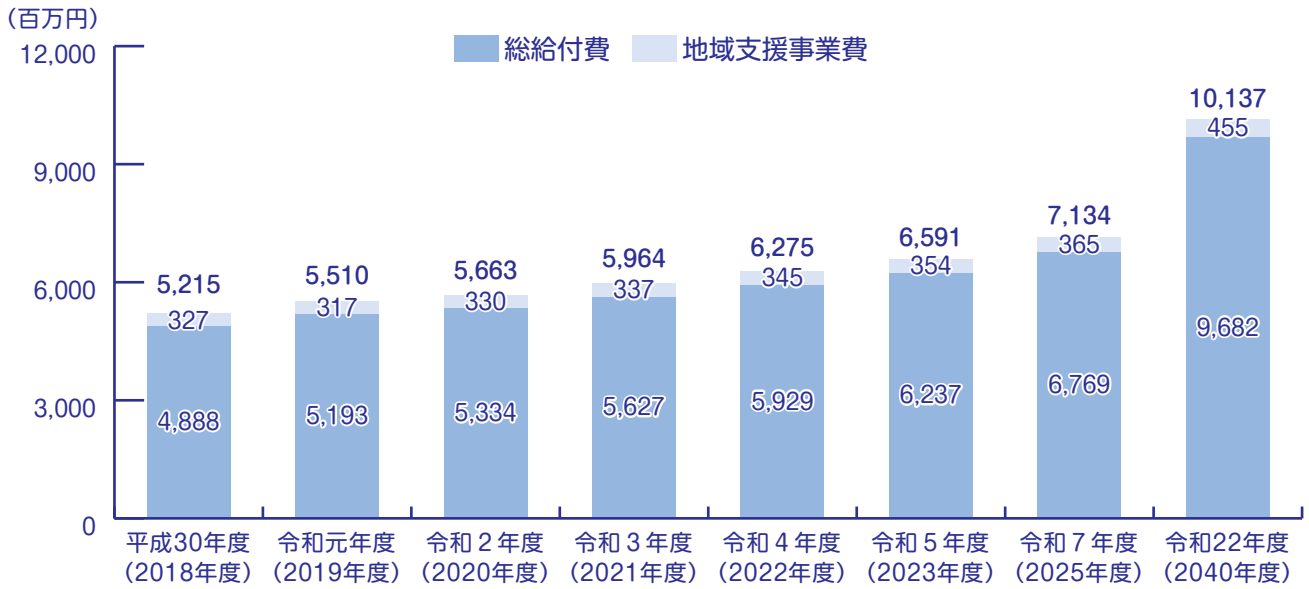

第１号被保険者の保険料の設定

介護保険制度では、安定的な保険運営を図るため、「介護給付費準備基金」が設けられています。この基金は、３年間の事業年度での財源を安定化させるため、初年度に剰余される保険料を基金として積み立て、計画最終年度に不足が生じた場合に充てるものです。一方、計画最終年度において基金剰余金が生じた場合は、この基金を活用し次期保険料算定で繰り入れることで、保険料を低く設定することができます。

また、介護保険料は、市民税の課税状況に応じて段階制で保険料を設定しています。

国の示す標準段階区分は９段階ですが、本市は14段階に区分することで、より所得水準に応じた額を設定しております。

本市では、「準備基金繰入」や「弾力化」を行うことにより、本来の保険料を月額263円抑制しています。

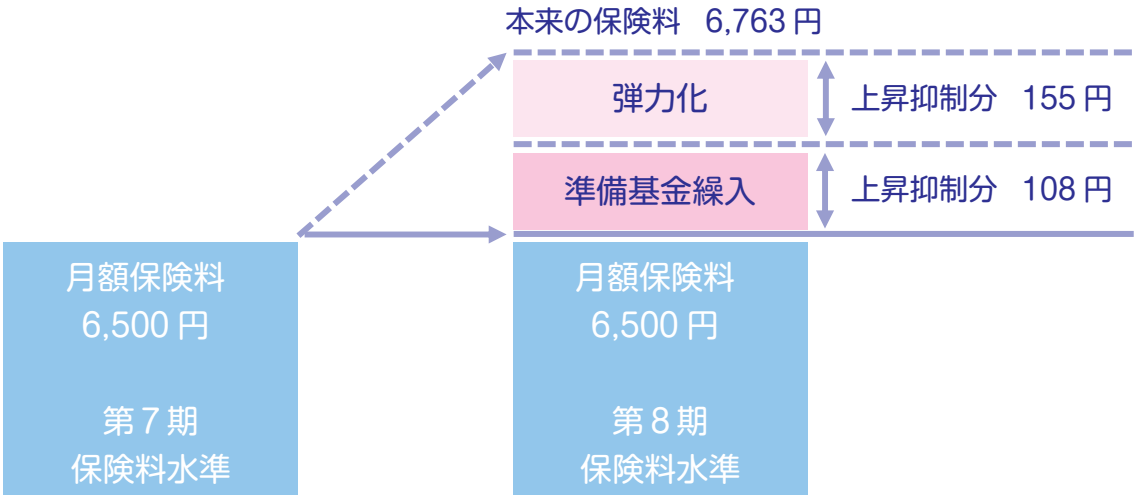

保険料段階の設定

第１号被保険者（65歳以上）の保険料は、介護給付費や地域支援事業等の総額の23%を、65歳以上の人口で割った金額が１人あたりの負担額（保険料）となります。なお、本市では、所得の段階に応じて、0.3倍～2.3倍の14段階の設定をします。

第８期の介護保険料段階（令和３年度～令和５年度）

段　階	対象者	保険料の調整率	保険料額	
			（月額）	（年額）
第１段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で本人及び世帯員全員が市民税非課税者 ・本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.30	1,950	23,400
第２段階	・本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え、かつ120万円以下の人	0.40	2,600	31,200
第３段階	・本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が120万円を超える人	0.70	4,550	54,600
第４段階	・本人が市民税非課税で世帯内に課税者がいる人で合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人	0.90	5,850	70,200
第５段階	・本人が市民税非課税で世帯内に課税者がいる人で合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超える人	1.00	6,500	78,000
第６段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.25	8,125	97,500
第７段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	8,450	101,400
第８段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.55	10,075	120,900
第９段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.60	10,400	124,800
第 10 段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80	11,700	140,400
第 11 段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.85	12,025	144,300
第 12 段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.00	13,000	156,000
第 13 段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.05	13,325	159,900
第 14 段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	2.30	14,950	179,400

※第１段階の乗率は基準額の 0.50 となりますが、国・県・市からの公費投入（一般会計）による 0.20 の保険料軽減分を加味して 0.30 で表記しています。
※第２段階の乗率は基準額の 0.65 となりますが、国・県・市からの公費投入（一般会計）による 0.25 の保険料軽減分を加味して 0.40 で表記しています。
※第３段階の乗率は基準額の 0.75 となりますが、国・県・市からの公費投入（一般会計）による 0.05 の保険料軽減分を加味して 0.70 で表記しています。

お問い合わせ

宜野湾市役所　健康推進部　介護長寿課
TEL　098-893-4411（代表）